

令和7年9月30日

府中市長 高野 律雄 様

府中市立公園指定管理者制度導入効果検証委員会
委員長 町田 誠

府中市立公園指定管理者制度における導入効果の検証について（答申）

令和6年11月15日付6府都公第158号で諮問のあったことについては、次のとおり答申します。

1 府中市立公園指定管理者制度における導入効果の検証について

現在、市が試行実施している指定管理者制度について、市が定めた「公園管理の在り方に関する方針」における検証項目に基づき導入効果を検証したところ、一定の効果が見られた。よって、引き続き、民間事業者等の創意工夫等を活用し、連携を図りながら指定管理者制度による公園管理を推進していただきたい。検証項目ごとの評価、課題等については別添のとおり。

(1) 検証項目

- ア 複数公園及び複数工種の包括管理の検証
- イ 性能規定の円滑な運用・適用性、モニタリングの必要性について
- ウ 民間による苦情・相談対応の現実性、行政の負担減の度合いについて
- エ 使用許可など行政で担ってきた管理業務の代行の実現性について
- オ 収益施設設置やイベント等へのニーズ把握について
- カ 事業規模の適正性について
- キ 地域協働の実現性について

2 公園指定管理者制度の今後の在り方について

試行実施後の次期指定管理者制度の検討にあたっては、本答申も踏まえ、当該制度の導入を契機に、公園を市民が心から楽しんで利用でき、魅力的なまちづくりにつながるような取組に向け、市民協働の視点を大切にしながら、地域交流の場としての機能も充実できるように、制度設計をしていただきたい。

また、市が「公園管理の在り方に関する方針」において目指すべき公園管理の

在り方として定めている「予防保全型管理への転換」や「公園経営の必要性」など、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズなども捉えた公園づくりを推進するため、パークマネジメントの視点を持った取組についての検討や、新たな官民連携手法としての Park-PFI 制度の研究なども進めていただきたい。

(1) 制度設計にあたっての視点

ア 指定管理者制度の有効活用について

指定管理者制度は、民間事業者等の創意工夫等を活用した管理運営が重視される中、利用料金の設定及び収受や使用許可等の行為を行うことができ、また、イベント開催等の市民サービスの向上も期待できることなどから、公園管理の手法として様々な自治体が採用している。市における試行実施において、一定の効果が見られることから、同制度を更に有効活用し、公園管理を進めていただきたい。

イ 指定管理の期間について

公園の維持・運営管理や自主事業など、より経営的な公園運営による指定管理を実現するためには、事業の安定的継続性が重要であり、中・長期的に事業展開可能な環境づくりが求められる。よって、指定管理期間について、現行は5年間とされているが、より長期間の指定も視野に入れつつ、期間中の物価高騰などに対応するため物価スライド制度の導入などを図り、長期契約によるリスク対策を講じるなど、柔軟に検討を進めていただきたい。

ウ 指定管理の対象範囲について

指定管理者が管理する公園数や、市域における工区割りなどの設定にあたっては、試行実施を踏まえ、より効率的な管理に適した公園数や地域性、公園の種類や規模も考慮した工区割りを検討する必要がある。また、公園においては世代間の交流が生まれる憩いの場、市民の健康づくり、防災・減災に役立つ空間など機能の充実を図るほか、郷土の森公園の総合体育館の移転など指定管理業務に影響が見込まれる事案の動向や、武蔵台緑地などで取り組まれている生物多様性の保全といった特色ある取組への対応なども勘案して検討を進めていただきたい。

検証項目ごとの評価、課題等

ア 複数公園及び複数工種の包括管理の検証
(評価)

指定管理者が、複数公園において維持管理をまとめて実施することにより、植栽管理等においてスケールメリットを活かした効率的な業務運営に取り組まれており、また、公園の維持・運営管理の実績を持つ事業者の共同企業体であることから、造園・土木工事などの複数工種に対応可能であり、市民の多様な相談や要望に適宜対応がなされている。また、市立公園 371 か所のうち 68 か所を指定管理者が包括管理することにより、当該制度導入前と比較し、公園の維持管理に係る市の契約事務件数が 1 割程度減少するなど、市の業務負担の軽減もみられる。

(課題等)

- ・包括管理の効果を更に上げる指定管理者公募要件の検討

イ 性能規定の円滑な運用・適用性、モニタリングの必要性について
(評価)

公園の適正な管理のため、要求水準書等において、仕様の一部を性能規定とすることで、指定管理者の創意工夫と業務の効率化を促進することができ、トイレ清掃などについて、状況に応じて作業回数を柔軟に変えることにより苦情を未然に防ぐなどの効果がみられる。一方で、要求水準書等において、作業回数を指定することで、仕様規定に近い運用がなされている項目もある。適宜、指定管理者と協議することで円滑な運用もなされているが、要求水準書等において、作業回数について原則を定めつつ、管理水準が保てる範囲内において柔軟に対応できるように性能規定に係る事項などをわかりやすく表現することが求められる。

モニタリングについては、指定管理者及び市において実施されているが、令和 5 年度分の市の評価項目は「府中市指定管理者制度におけるモニタリングに関するガイドライン」の例示に則った内容となっており、公園の指定管理のモニタリングに適した評価項目となっていない部分があった。令和 6 年度分は、評価項目の見直しが行われ、モニタリングが実施されている。

(課題等)

- ・より定性的な性能規定としての要求水準書等の設定
- ・公園管理におけるモニタリング結果の更なる活用

ウ 民間による苦情・相談対応の現実性、行政の負担減の度合いについて
(評価)

指定管理者は、対象とする範囲の公園（府中公園）内に管理事務所を設置し、電話窓口も設けるなどして複数の担当者により、直接、相談や苦情などに対応するとともに、現場の確認や対応なども行われている。

市の負担減の度合いについて、指定管理者が管理する公園に係る相談や苦情などが市民等から直接市に入る件数は、令和6年度は令和5年度に比べ3割程度減少しており、市の業務負担の軽減がみられる。

(課題等)

- ・指定管理者による公園管理についての更なる周知、広報
- ・指定管理の対象範囲を拡大する場合の相談窓口の在り方
- ・市の直営による公園管理が減少した場合の市職員の技術力の継承

エ 使用許可など行政で担ってきた管理業務の代行の実現性について
(評価)

指定管理者が管理している公園の使用許可などのうち、市に直接申請があり処理した件数は9割程度となっている。使用許可などの事務について、指定管理者により代行できることについて、更なる市民への周知のほか、指定管理者も利用できる公園使用許可に係る受付処理システムが必要である。

(課題等)

- ・指定管理者により使用許可手続きができることについての周知、広報の強化
- ・指定管理者が運用できる使用許可に係る受付処理システム構築の検討

オ 収益施設設置やイベント等へのニーズ把握について
(評価)

自主事業としてイベントを開催するにあたり、その費用を指定管理料から支出することが認められていないことから、その財源の確保についても重要な評価のポイントとなる。現在、指定管理の対象としている公園の内3か所に便益施設として自動販売機を設置し、その収益でプレーパークなどの運営をしている。

また、プレーパークのアンケート結果から、高評価を得ていることが確認できるほか、単に楽しいイベントというだけではなく、子育て相談を組み合わせるなど、様々なニーズへのアプローチができています。

(課題等)

- ・収益施設設置の拡充に向けた課題の整理
- ・更なる自主事業費用の確保
- ・イベントに係る市民ニーズの把握及び実現に向けた要求水準の設定

カ 事業規模の適正性について
(評価)

指定管理の対象とする公園の範囲について、公園管理にあたり重要な要素である樹木等の適正管理の観点などから、指定管理者制度導入前の樹木管理の工区分けをベースに検討がなされ、ブロック分けの基本的な考え方として4ブロックが設定された。

その上で、今回の試行にあたっては、民間事業者が参画しやすいこと等を重視して68公園を対象としており、維持管理等について、支障なく運営がなされている。一方で、指定管理者より、管理する区域の範囲を拡大することにより効率性が向上するとの意見もあった。令和10年度からの次期指定管理者制度の検討にあたっては、そのような視点も持ちつつ、他自治体の取組等も踏まえ、対象とする範囲等の設定を検討する必要がある。

(課題等)

- ・次期指定管理者制度に係る適切な事業対象範囲等の検討

キ 地域協働の実現性について
(評価)

指定管理者の取組について、地域協働の観点で連携している団体等は増加傾向にあり、現在15団体と連携し高評価を得ていることから、今後更なる充実にも期待できる。自主事業においては、NPO団体、大学、事業者、スポーツ団体、図書館など、多様な主体との連携が図られている。

(課題等)

- ・地域協働の推進による指定管理者と連携する団体の拡大、多様化